

令和4年度

事業報告書

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

公益社団法人杉並区成年後見センター

## 令和4年度 事業報告書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

公益社団法人 杉並区成年後見センター

### はじめに

当センターは成年後見制度推進機関として、これまでの事業実績を踏まえつつ、より一層の成年後見制度の利用促進を図るため、以下の基本方針のもと事業を遂行した。

#### 【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成と育成・活用、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、関係機関との連携体制を強化し、成年後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報開示を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

今年度は、令和3年度の区民後見人等養成研修を修了した新たな登録者を含め、区民後見人等候補者名簿登録者を対象に「フォローアップ研修」を実施した。後見人選任までの待機期間中には、法人後見支援員や制度等の周知・広報を行う事業支援員など、多様な活動の場を提供した。

また、法律・福祉の専門職による相談事業を引き続き活用しながら、より専門的な相談と手続き支援を行った。7月には杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催し、専門職団体や相談機関・福祉関係団体と「利用者の意思決定支援」をテーマに意見交換と情報共有を行い、引き続き地域連携ネットワークの強化を図った。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に十分に留意しながら、打合せや会議等をリモートで実施するなどの工夫を講じた。

## 各事業の取組状況

### 1 円滑な法人運営体制の確立

運営体制	審議事項、報告事項
社員総会	<p>○ 臨時社員総会 令和4年4月1日（金）午前9時から [決議事項] 議案第1号 理事の選任について</p> <p>○ 定時社員総会 令和4年5月10日（火）午前9時から [報告事項] 令和3年度事業報告について [決議事項] 議案第2号 令和3年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録の承認並びに監査報告について 議案第3号 理事及び監事の選任について</p>
理事会	<p>○ 第1回 令和4年4月25日（月）午後6時から [決議事項] 議案第1号 令和3年度事業報告及び決算の承認並びに監査報告について 議案第2号 令和3年度事業報告等に係る提出書類の承認について 議案第3号 理事及び監事の選任と社員総会への付議について 議案第4号 定時社員総会の開催について</p> <p>※ 令和4年11月4日に理事会を予定していたが、中止した。</p>

理事会	<p>○ 第2回 令和5年3月24日（金）午後6時から</p> <p>[決議事項]</p> <p>議案第5号 令和5年度事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みについての承認について</p> <p>議案第6号 専門委員の選任について</p> <p>議案第7号 苦情解決委員の選任について</p> <p>議案第8号 理事及び監事の選任と社員総会への付議について</p> <p>議案第9号 臨時社員総会の開催について</p>
-----	---

<p>運営委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 第1回 令和4年4月8日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 8件  後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督130号 初回報告について</li> <li>・ 監督109号 定期報告について</li> <li>・ 監督124号 定期報告について</li> <li>・ 監督125号 定期報告について</li> </ul> </li>   <li>○ 第2回 令和4年5月13日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 6件  後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督129号 定期報告について</li> <li>・ 監督130号 初回報告について</li> </ul> その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年度事業報告、令和4年度事業計画について</li> </ul> </li>   <li>○ 第3回 令和4年6月10日（金） 午後1時30分から  議事 事例審議 6件  法人後見事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人後見5号 定期報告について</li> </ul> 後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督120号 定期報告について</li> </ul> </li>   <li>○ 第4回 令和4年7月8日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 1件</li>   <li>○ 第5回 令和4年8月5日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 3件  後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督131号に対する後見終了後の対応案について</li> <li>・ 監督131号 終了報告について</li> </ul> その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度成年後見制度利用促進協議会の報告について</li> <li>・ 杉並区成年後見制度利用促進計画について</li> </ul> </li>   <li>○ 第6回 令和4年9月9日（金）午後1時30分から  議事 事例審議 2件  後見監督事務審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督134号 初回報告について</li> </ul> </li> </ul>
--------------	---

<p>運営委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 135 号 初回報告について</li> <li>・ 監督 116 号 定期報告について</li> </ul> <p>○ 第 7 回 令和 4 年 10 月 14 日（金）午後 1 時 30 分から 議事 事例審議 2 件</p> <p>○ 第 8 回 令和 4 年 11 月 11 日（金）午後 1 時 30 分から 議事 事例審議 3 件 後見監督事務審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 120 号に対する後見終了後の対応策について</li> <li>・ 監督 120 号 終了報告について</li> <li>・ 監督 133 号 定期報告について</li> </ul> <p>○ 第 9 回 令和 4 年 12 月 9 日（金）午後 1 時 30 分から 議事 事例審議 2 件 後見監督事務審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 118 号 定期報告について</li> <li>・ 監督 122 号 定期報告について</li> <li>・ 監督 127 号 定期報告について</li> </ul> <p>○ 第 10 回 令和 5 年 1 月 13 日（金）午後 1 時 30 分から 議事 事例審議 2 件 後見監督事務審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 監督 135 号に対する後見終了後の対応策について</li> <li>・ 監督 135 号 終了報告について</li> <li>・ 監督 112 号 定期報告について</li> <li>・ 監督 128 号 定期報告について</li> </ul> <p>○ 第 11 回 令和 5 年 2 月 10 日（金）午後 1 時 30 分から 議事 事例審議 4 件</p> <p>○ 第 12 回 令和 5 年 3 月 10 日（金）午後 1 時 30 分から 議事 事例審議 5 件 法人後見事務審議</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人後見 2 号 定期報告について</li> </ul> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 5 年度 運営委員会開催日程（予定）について</li> </ul>
--------------	---

## 2 公益目的事業 成年後見制度利用推進事業

### 【成年後見制度の周知、普及及び啓発活動】

#### (1) 一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図った。

事業項目	実施内容
講演会の実施	<p>○ 講演会「成年後見制度の利用について」</p> <p>日 時 令和5年3月6日(月) 午後2時～4時</p> <p>会 場 ウェルファーム杉並 3F 第1・2教室</p> <p>内 容 広く一般区民向けに、成年後見制度の概要や申立て手続きについて説明し、どのような場合に制度が有効に利用できるのか、具体例を交えて伝える。</p> <p>講 師 杉並区成年後見センター職員</p> <p>参加者 16名 (定員30名)</p>

#### (2) 区民後見人等養成・支援事業

「成年後見制度利用促進法」において、地域共生社会の実現のための人材育成の一つとして、成年後見制度の担い手になりうる区民後見人の育成と受任後の支援が求められている。

令和3年度に実施した区民後見人等養成研修事業を修了し、今年度新たに登録した9名を含む区民後見人等候補者名簿登録者を対象に「フォローアップ研修」を実施した。また、後見人選任までの待機期間中には、法人後見支援員や制度等の周知・広報を行う事業支援員など、多様な活動の場を提供した。

事業項目	実施内容
区民後見人等養成研修	※次回は令和6年度に実施予定
区民後見人等の育成・支援	<p>○ 登録更新に必要な研修の実施</p> <p>・第1回 フォローアップ研修</p> <p>日 時 令和4年9月17日(土) 午後2時～4時</p> <p>内 容 「意思決定支援について」</p> <p>講 師 東京社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ東京認定社会福祉士 星野 美子 氏</p> <p>出席者 29名</p> <p>・第2回 フォローアップ研修</p> <p>日 時 令和5年1月22日(土) 午後2時～4時</p>

区民後見人等の 育成・支援	<p>内 容 「後見人就任後の実務について」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民後見人就任～1年目の定期報告まで</li> <li>・本人の危篤状態から死亡事務までの流れ</li> </ul> <p>講 師 杉並区成年後見センター 非常勤専門職員（弁護士） 職員（相談員） 2名</p> <p>出席者 26名</p> <p>○ 区民後見人等の活用と支援</p> <p>区民後見人登録者 30名（令和5年3月31日現在） （登録者30名の内訳）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都社会貢献型後見人養成講習会修了者 1名</li> <li>・区民後見人養成研修修了者 29名 （平成21年度修了者2名、平成24年度修了者2名、 平成27年度修了者4名、平成30年度修了者12名 令和3年度修了者9名）</li> </ul> <p>・区民後見人等候補者紹介の状況（単位：件）</p> <table border="1" data-bbox="520 1048 1347 1227"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和4年度</th> <th colspan="2">令和3年度</th> </tr> <tr> <th>推薦件数</th> <th>推薦後の 選任件数</th> <th>推薦件数</th> <th>推薦後の 選任件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>・区民後見人受任状況</p> <p>当初受任件数 : 14件（前年度から継続の件数） 新規受任件数 : 2件 合計受任件数 : 16件 終了件数 : 3件（本人死亡による） 令和5年3月31日現在の受任件数 : 13件</p> <p>・区民後見人登録者のうち未受任者数 : 18名</p> <p>・その他の活動状況（令和4年度中）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人後見支援員 2名</li> <li>事務支援員 2名</li> <li>事業支援員 5名</li> <li>地域福祉権利擁護事業生活支援員 8名</li> </ul>	令和4年度		令和3年度		推薦件数	推薦後の 選任件数	推薦件数	推薦後の 選任件数	2	2	2	2
令和4年度		令和3年度											
推薦件数	推薦後の 選任件数	推薦件数	推薦後の 選任件数										
2	2	2	2										



### (3) 周知活動

パンフレットやホームページを通じて、成年後見制度や当センターの周知及び広報を行った。

区庁舎ロビーにおいて、成年後見制度のパネル展示と制度概要の個別説明等によって周知活動を実施した。また、障害者週間事業に参加し、ロビー展示とパンフレットの配置を行った。

地域団体等が主催する説明会や研修会への講師の派遣依頼については、積極的に対応して制度説明を行った。

年度末には新型コロナウイルス感染者数に減少が見られたことから、一般区民に向けた制度の説明会を実施した。 ※(1)一般区民向け講演会 参照

事業項目	実施内容										
パンフレットの配布	<p>○ パンフレット等の作成と関係機関への配布</p> <p>地域包括支援センター(ケア 24)や障害者地域相談支援センター(すまいる)等の区内関係機関へパンフレット等の配布・配置を行い、成年後見制度と当センターのより一層の周知及び広報を行った。配布にあたっては従来のパンフレットに加え、制度利用者ご本人向けに読みやすくした説明用リーフレット及び点訳版パンフレットの配布を行った。</p> <p style="text-align: center;">配布か所(区内) 92 か所      配布総数 2,075 部</p>										
周知活動	<p>○ パネル展示やパンフレットの配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区庁舎ロビーにおける成年後見制度のパネル展示 令和4年6月16日(木)、17日(金)の2日間</li> <li>・ 障害者週間事業におけるロビー展示・パンフレット配置 令和4年11月28日(月)～12月2日(金)</li> </ul>										
説明会・研修会等への対応	<p>○ 関係機関等からの要請に応じ、区民や関係機関職員を対象にした成年後見制度についての研修会に職員を派遣し、説明を行った。</p> <p style="text-align: center;">(一般区民対象3回、関係機関対象4回)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>回</th> <th>月 日</th> <th>内 容 等</th> <th>主 催・対 象</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">R4.6.4</td> <td>税理士による成年後見制度講演会と出張相談会</td> <td>東京税理士会 杉並・荻窪支部共催 一般区民</td> <td style="text-align: center;">39</td> </tr> </tbody> </table>	回	月 日	内 容 等	主 催・対 象	参加者数	1	R4.6.4	税理士による成年後見制度講演会と出張相談会	東京税理士会 杉並・荻窪支部共催 一般区民	39
回	月 日	内 容 等	主 催・対 象	参加者数							
1	R4.6.4	税理士による成年後見制度講演会と出張相談会	東京税理士会 杉並・荻窪支部共催 一般区民	39							

	2	R4. 6. 9	新任職員向け権利擁護 研修会	杉並区主催 ケア 24・居宅介護 支援事業所の新任 職員	32
	3	R4. 7. 27	第 1 回テーマ別研修「権 利擁護支援の理解促進 に向けた広報・周知につ いて」	東社協 成年後見制度推進 機関	103
	4	R4. 8. 25	家族介護教室～人生二 度目の義務教育⑤～「成 年後見制度はいつ使 う？」	ケア 24 高井戸主催 一般区民	15
	5	R4. 11. 25	家族介護教室「成年後見 制度はいつ使う？どう 使う？」	ケア 24 上井草主催 一般区民	12
	6	R5. 1. 26	「利用者の暮らしと地 域を支える杉並区の社 会資源の活用と実際」	杉並区ケアマネジ ャー協議会 区内の介護支援専 門員、ケア 24 職員	77
	7	R5. 2. 17	ケア 24 南ブロック社会 福祉士連絡会「成年後見 制度について」	ケア 24 南ブロック 社会福祉士	9

## 【成年後見制度に関する相談及び利用支援】

### (4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害のある区民とその家族から寄せられた権利擁護や成年後見制度に関する相談に、電話・来所・訪問により対応した。相談業務においては、制度の概要説明に加え、成年後見の申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する手続きの説明を行った。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な事案においては、相談者の主訴を把握し、成年後見制度が本人にとって必要であるかどうかを判断した上で、本人との面談を行い関係機関や親族との連携や調整を経て、申立て書類の確認、第三者後見人等候補者の紹介などの継続的な申立て手続き支援を実施した。また、後見人等就任後の支援として、既に成年後見人等を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談対応や必要な支援、成年被後見人やその家族からの相談に対応した。

さらに、成年後見制度利用開始前及び開始後における区民からの相談体制を拡充するため、弁護士、司法書士、社会福祉士による「成年後見制度専門相談」を実施した。

事業項目	実施内容																																																												
相談事業の実施	<p>○ 成年後見制度等の利用や権利擁護に関する相談に電話、来所、訪問で対応した。</p> <p>相談件数は、前年度と比較して2%の減少ではほぼ横ばい、新規相談の実数は1割減であった。令和4年度も、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いたことが影響したものと考えられる。</p> <p>対象者別の相談件数比率は、認知症が53%、精神障害15%、知的障害8%、脳機能障害8%、高齢者9%、身体障害3%となっている。</p> <p>主な相談者の相談件数比率は、本人、親族からの相談が25%（内訳は本人8%、親・子・配偶者9%、その他の親族8%）、関係機関からの相談は55%、後見受任者14%となっている。</p> <p>[月別相談件数]（単位:件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>282</td> <td>295</td> <td>300</td> <td>310</td> <td>313</td> <td>280</td> </tr> <tr> <th>月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>307</td> <td>289</td> <td>295</td> <td>267</td> <td>323</td> <td>332</td> <td>3,593</td> </tr> </tbody> </table> <p>[月別新規相談者数]（単位:人）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談者数</td> <td>38</td> <td>47</td> <td>41</td> <td>38</td> <td>51</td> <td>41</td> </tr> <tr> <th>月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>相談者数</td> <td>41</td> <td>40</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>43</td> <td>43</td> <td>493</td> </tr> </tbody> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	相談件数	282	295	300	310	313	280	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	相談件数	307	289	295	267	323	332	3,593	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	相談者数	38	47	41	38	51	41	月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	相談者数	41	40	35	35	43	43	493
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																							
相談件数	282	295	300	310	313	280																																																							
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																						
相談件数	307	289	295	267	323	332	3,593																																																						
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																							
相談者数	38	47	41	38	51	41																																																							
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																						
相談者数	41	40	35	35	43	43	493																																																						

相談事業  
の実施

[相談方法別相談件数]  
(単位:件)

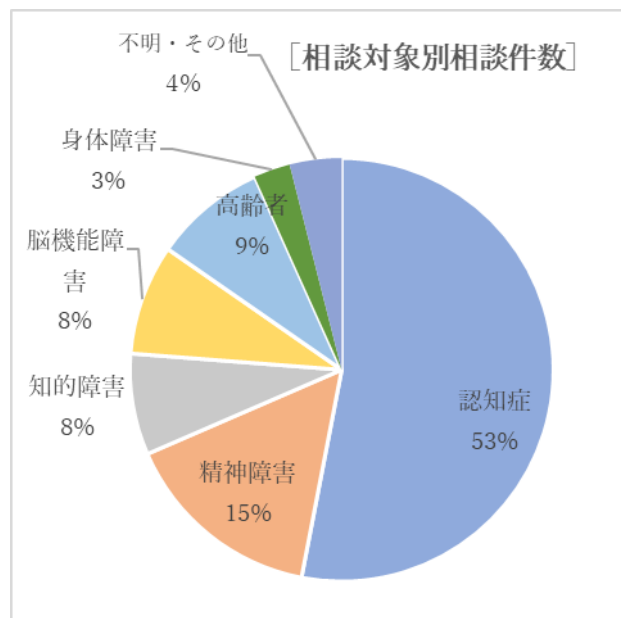
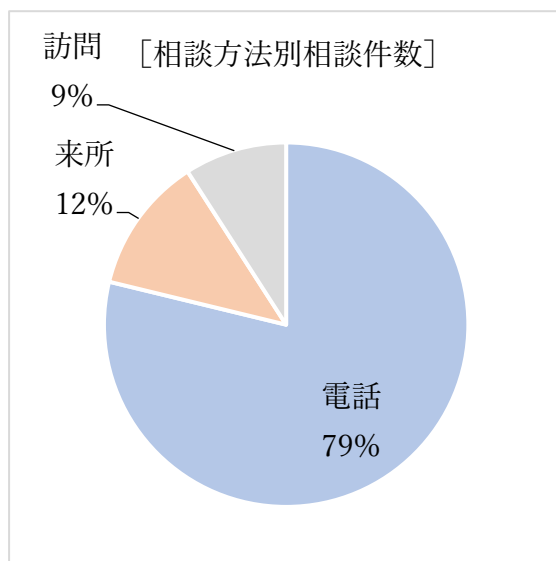
	4年度	3年度
電話	2,831	2,876
来所	435	427
訪問	327	365
計	3,593	3,668

[相談方法別新規相談者数]  
(単位:人)

	4年度	3年度
電話	411	470
来所	81	86
訪問	1	4
計	493	560

[相談対象別相談件数]

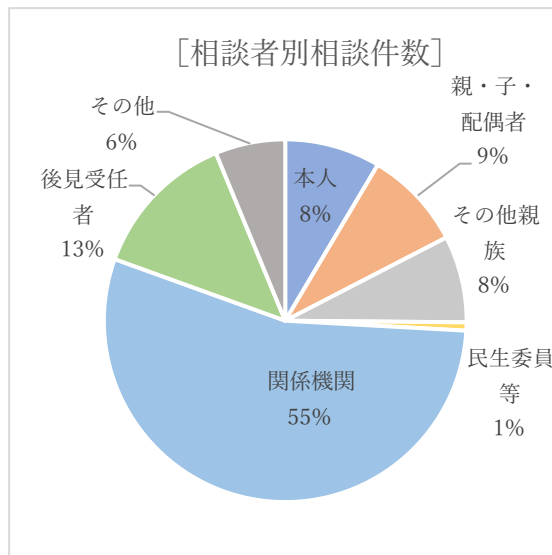
	相談件数 (件)	実人数 (人)
認知症	1,906	320
精神障害	555	67
知的障害	278	50
脳機能障害	303	42
高齢者	309	105
身体障害	100	11
不明・その他	142	38
計	3,593	633



相談事業  
の実施

[相談者別相談件数] (単位：件)

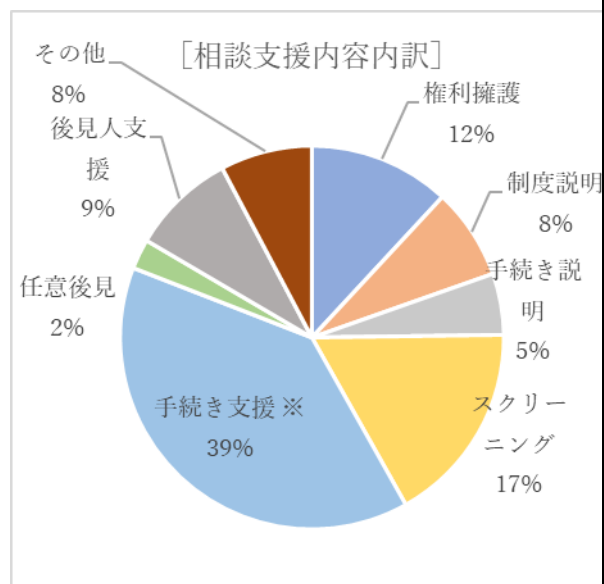
	4年度	3年度
本人	395	295
親・子・ 配偶者	411	554
その他親族	358	362
民生委員等	34	35
関係機関	2,529	2,400
後見受任者	613	635
その他	289	293
計	4,629	4,574



※複数人で相談があった場合  
(例：家族とケアマネが来所)は、  
それぞれにカウントしている。

[相談支援内容内訳] (単位：件)

	4年度	3年度
権利擁護	522	492
法定 後見 制度説明	338	407
手続き説明	227	273
スクリーニング	749	676
手続き支援 ※1	1,713	1,898
任意後見	111	81
後見人支援	386	317
その他	340	272
計 ※2	4,386	4,416



※1 次の事業項目「申立て手続き支援の実施」において再掲

※2 複数の内容の相談があった場合は、それぞれにカウントしている。

相談事業 の実施	<p>○ 弁護士、司法書士、社会福祉士による成年後見制度専門相談を実施した。        実施日 毎月第1～第4火曜日、第1～第4木曜日（祝日は除く）        ①午後1時30分 ②午後3時 （各日2枠で相談対応）</p>																																
	<p>[月別専門相談件数] （単位：件）</p>																																
	<table border="1"> <tr> <td>月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>15</td> <td>11</td> <td>15</td> <td>14</td> <td>11</td> <td>14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>8</td> <td>8</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>144</td> </tr> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		件数	15	11	15	14	11	14		月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	件数	12	10	8	8	13	13	144
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																											
件数	15	11	15	14	11	14																											
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																										
件数	12	10	8	8	13	13	144																										
申立て手 続き支援 の実施	<p>○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、継続的な相談対応や書類作成等の支援を実施した。（単位：件）</p>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援の内容</th> <th>4年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継続相談（複数回の相談対応）</td> <td>1,594</td> <td>1,753</td> </tr> <tr> <td>書類作成支援</td> <td>59</td> <td>65</td> </tr> <tr> <td>家裁・鑑定医等への同行・調査立会</td> <td>17</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>43</td> <td>57</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,713</td> <td>1,898</td> </tr> </tbody> </table>	支援の内容	4年度	3年度	継続相談（複数回の相談対応）	1,594	1,753	書類作成支援	59	65	家裁・鑑定医等への同行・調査立会	17	23	その他	43	57	合計	1,713	1,898														
支援の内容	4年度	3年度																															
継続相談（複数回の相談対応）	1,594	1,753																															
書類作成支援	59	65																															
家裁・鑑定医等への同行・調査立会	17	23																															
その他	43	57																															
合計	1,713	1,898																															
	<p>※ 対象期間における新規の支援対象者人数</p>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>4年度</th> <th>3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象者人数</td> <td>134人</td> <td>126人</td> </tr> </tbody> </table>		4年度	3年度	支援対象者人数	134人	126人																										
	4年度	3年度																															
支援対象者人数	134人	126人																															

申立て手  
続き支援  
の実施

○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、第三者後見人等候補者の紹介等を実施した。（区民後見人を除く）

(単位：件)

項目	内訳	4年度					
		推薦件数※			推薦後の選任件数		
		①	②	③	①	②	③
第三者 後見人等候 補者紹介	弁護士	0	3	0	2	0	0
	司法書士	19	17	11	17	12	11
	社会福祉士	19	8	1	20	9	1
	税理士	1	0	0	1	0	0
	計	39	28	12	40	21	12
	合計	79			73		
鑑定医紹介		紹介件数			0		

(単位：件)

項目	内訳	3年度					
		推薦件数※			推薦後の選任件数		
		①	②	③	①	②	③
第三者 後見人等候 補者紹介	弁護士	1	1	0	1	1	0
	司法書士	20	16	23	19	11	19
	社会福祉士	26	9	1	20	5	1
	税理士	3	0	0	2	0	0
	計	50	26	24	42	17	20
	合計	100			79		
鑑定医紹介		紹介件数			0		

※ 第三者後見人等候補者紹介の推薦件数は、

- ①当年度開催の運営委員会の審議結果に基づく推薦件数
- ②専門委員への諮問に基づく推薦件数
- ③事務局及び関係行政機関との協議に基づく推薦件数

に分けて専門職種別に集計している。

推薦後の選任件数は、当該年度中に家庭裁判所の審判があり、後見人として選任された件数を専門職種別に集計している。

職員研修の実施	<p>区民等からの相談に対し、相談業務・申立て手続き支援業務においてよりの確かな対応ができるよう、また、公益社団法人としての運営管理の質の向上を目指して、内部研修、外部研修を通じセンター職員のレベルアップを図った。</p> <p>○内部研修</p> <table border="1" data-bbox="435 483 1449 1052"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>研修内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法律・財産管理等研修</td> <td>           法律関係の職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で実施した。            ①③ 不動産登記簿の見方、調べ方            日時：令和4年10月14日（金）・12月9日（金）            講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士）            ② 被後見人宛の債権の支払い通知書への対応            日時：令和4年11月22日（火）            講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士）            ④⑤ 成年後見実務の運用と諸問題            日時：令和5年2月20日（月）・3月28日（火）            講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士）         </td> </tr> </tbody> </table> <p>○外部研修</p> <table border="1" data-bbox="435 1182 1449 1980"> <thead> <tr> <th>研修内容</th> <th>主催</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回利用者支援区市町村連絡会</td> <td>東京都福祉保健局</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>第1回フォローアップ研修～成年後見制度の現状と課題</td> <td>東京都社会福祉協議会</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>市町村職員セミナー～第二期基本計画における区市町村・都道府県の役割・取組</td> <td>厚生労働省</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>虐待対応従事者研修①</td> <td>杉並区</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>虐待対応従事者研修②</td> <td>杉並区</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>成年後見制度体制整備基礎研修</td> <td>厚生労働省</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>第2回フォローアップ研修～意思決定支援</td> <td>東京都社会福祉協議会</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>第3回フォローアップ研修～身元保証問題と権利擁護</td> <td>東京都社会福祉協議会</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>第3回テーマ別研修～地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携について</td> <td>東京都社会福祉協議会</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	区分	研修内容等	法律・財産管理等研修	法律関係の職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で実施した。 ①③ 不動産登記簿の見方、調べ方 日時：令和4年10月14日（金）・12月9日（金） 講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士） ② 被後見人宛の債権の支払い通知書への対応 日時：令和4年11月22日（火） 講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士） ④⑤ 成年後見実務の運用と諸問題 日時：令和5年2月20日（月）・3月28日（火） 講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士）	研修内容	主催	参加人数	第1回利用者支援区市町村連絡会	東京都福祉保健局	1	第1回フォローアップ研修～成年後見制度の現状と課題	東京都社会福祉協議会	8	市町村職員セミナー～第二期基本計画における区市町村・都道府県の役割・取組	厚生労働省	2	虐待対応従事者研修①	杉並区	3	虐待対応従事者研修②	杉並区	1	成年後見制度体制整備基礎研修	厚生労働省	2	第2回フォローアップ研修～意思決定支援	東京都社会福祉協議会	2	第3回フォローアップ研修～身元保証問題と権利擁護	東京都社会福祉協議会	1	第3回テーマ別研修～地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携について	東京都社会福祉協議会	2
区分	研修内容等																																		
法律・財産管理等研修	法律関係の職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で実施した。 ①③ 不動産登記簿の見方、調べ方 日時：令和4年10月14日（金）・12月9日（金） 講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士） ② 被後見人宛の債権の支払い通知書への対応 日時：令和4年11月22日（火） 講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士） ④⑤ 成年後見実務の運用と諸問題 日時：令和5年2月20日（月）・3月28日（火） 講師：杉並区成年後見センター非常勤専門職員（弁護士）																																		
研修内容	主催	参加人数																																	
第1回利用者支援区市町村連絡会	東京都福祉保健局	1																																	
第1回フォローアップ研修～成年後見制度の現状と課題	東京都社会福祉協議会	8																																	
市町村職員セミナー～第二期基本計画における区市町村・都道府県の役割・取組	厚生労働省	2																																	
虐待対応従事者研修①	杉並区	3																																	
虐待対応従事者研修②	杉並区	1																																	
成年後見制度体制整備基礎研修	厚生労働省	2																																	
第2回フォローアップ研修～意思決定支援	東京都社会福祉協議会	2																																	
第3回フォローアップ研修～身元保証問題と権利擁護	東京都社会福祉協議会	1																																	
第3回テーマ別研修～地域福祉権利擁護事業と成年後見制度の連携について	東京都社会福祉協議会	2																																	



#### (5) 申立て費用助成、後見報酬助成事業

所得や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な者への支援として、申立て費用助成事業及び後見報酬助成事業を実施した。

事業項目	実施内容		
申立て費用・ 後見報酬助成	(単位:件)		
	区分	4年度	3年度
	申立て費用助成	0	0
後見報酬助成	9	6	

#### 【後見人サポート及び関係機関との連携強化】

#### (6) 親族後見人勉強会

家庭裁判所の最新動向を含めた後見事務に関する親族後見人の知識向上と、親族後見人の悩みや情報の共有を目的として、親族後見人対象の勉強会を開催した。

事業項目	実施内容
親族後見人 勉強会	親族後見人を対象とした勉強会を開催するとともに、親族後見人からの個々の相談内容に対し、個別対応を行った。 ○「親族後見人のための勉強会」 日 時 令和5年1月25日(水)午後2時から4時 内 容 「東京家庭裁判所の最新の動向と後見事務について」 講 師 杉並区成年後見センター非常勤専門職員(弁護士) 参加者数 10名 (全登録者 29件) ○参加者間での情報共有

## (7) 関係機関との連携強化のための事業

成年後見制度の利用が検討される高齢者や障害者に係るケースカンファレンスや、高齢者の相談機関である地域包括支援センター(ケア 24)が行う地域ケア会議に、当センターの職員が積極的に参加し、実務者レベルでの連携強化を図った。また、杉並区社会福祉協議会(地域福祉権利擁護事業担当)との業務連絡会を毎月開催し、個別ケースについての課題共有を図り、両制度の迅速かつ適切な利用の推進に努めた。

さらに、成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能と役割を果たすべく、区内の関係機関との連携の強化や、成年後見制度の利用を円滑に進めるための杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催した。

事業項目	実施内容
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係機関とのケースカンファレンス (地域包括支援センター(ケア 24)が主催する地域ケア会議等を含む) 参加回数 44回</li> <li>○ 杉並区社会福祉協議会(地域福祉権利擁護事業担当)との定期業務連絡会 開催回数 12回(原則毎月開催)</li> <li>○ 東京都福祉保健局主催の連絡会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者支援区市町村連絡会 2回</li> <li>・東京都成年後見地域連携ネットワーク会議 1回</li> <li>・東京都成年後見制度推進機関連絡会 1回</li> </ul> </li> <li>○ 家事関係機関と東京家庭裁判所との連絡協議会 1回 (東京家庭裁判所主催)</li> <li>○ 杉並区成年後見制度利用促進協議会 日 時 令和4年7月13日(水) 午前10時~12時 出席者 参加19団体中 18名 関係行政機関 6名 内 容 テーマ「本人の意思決定支援を行う上での 課題解決にむけて」 令和3年度に協議会で共有した、「本人の意思決定支援を行う上での課題」の解決をめざして、意見交換を行った。 また、策定中の杉並区成年後見制度利用促進計画の骨子を説明した。</li> </ul>

## 【法人後見事務】

### (8) 法人後見事務

令和4年度の新たな受任案件はなかったため、令和4年度の受任件数は令和3年度から継続の2件となる。

事業項目	実施内容												
法人後見事務	○ 法人後見事務 令和4年度の受任件数 2件 <table border="1"><thead><tr><th>審判日</th><th>種別</th><th>類型</th><th>主な後見事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>H19.12.26</td><td>障害者 (精神・知的)</td><td>後見</td><td>財産の管理および生活費の支援 福祉サービス利用支援等 入院手続き及び退院前後の生活環境支援</td></tr><tr><td>H29.4.5</td><td>障害者 (知的)</td><td>後見</td><td>財産の管理 福祉サービス利用支援、他</td></tr></tbody></table>	審判日	種別	類型	主な後見事務	H19.12.26	障害者 (精神・知的)	後見	財産の管理および生活費の支援 福祉サービス利用支援等 入院手続き及び退院前後の生活環境支援	H29.4.5	障害者 (知的)	後見	財産の管理 福祉サービス利用支援、他
審判日	種別	類型	主な後見事務										
H19.12.26	障害者 (精神・知的)	後見	財産の管理および生活費の支援 福祉サービス利用支援等 入院手続き及び退院前後の生活環境支援										
H29.4.5	障害者 (知的)	後見	財産の管理 福祉サービス利用支援、他										

## 【委任契約による代理事務】

### (9) 委任契約による代理事務

移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について、法人の任意後見の受任に関する検討と併せて継続的に検討を行った。

## 【後見監督事務】

### (10) 後見監督事務

区民後見人受任事案に関しては、成年後見制度推進機関として当センターが後見監督事務を実施している。令和3年度から継続している14件に加え、当該年度は新たに2件の後見監督人受任の審判がおりたため、令和4年度の受任件数は16件となった。なお、成年被後見人等の死亡により3件が終了したため、令和5年3月末現在の後見監督人受任件数は13件となった。

事業項目	実施内容				
後見監督事務	○ 後見監督事務 令和4年度の受任件数 16件				
	審判日	種別	類型	備考	主な後見監督事務
	H27. 12. 18	高齢者 (認知症)	後見		①身上保護面を中心に、賃貸住宅の解約や相続手続き等についての区民後見人等への支援  ②定期報告及び終了事務の支援
	H28. 11. 1	高齢者 (認知症)	保佐		
	H30. 5. 9	高齢者 (認知症)	補助		
	H30. 8. 17	高齢者 (認知症)	後見		
	H31. 2. 24	高齢者 (認知症)	後見	令和4年9月死亡により終了。終了事務を行った。	
	R1. 9. 3	高齢者 (認知症)	後見		
	R1. 12. 16	障害者 (知的)	後見		
	R1. 12. 26	高齢者 (認知症)	後見		
	R2. 8. 18	高齢者 (認知症)	保佐		
	R2. 10. 12	高齢者 (認知症)	後見		
	R3. 1. 19	高齢者 (認知症)	補助		
	R3. 2. 9	高齢者 (認知症)	後見		
	R3. 3. 16	高齢者 (認知症)	後見	令和4年7月死亡により終了。終了事務を行った。	
	R3. 8. 11	高齢者 (認知症)	後見		
	R4. 6. 9	高齢者 (認知症)	後見		
R4. 7. 4	高齢者 (認知症)	保佐	令和4年12月死亡により終了。終了事務を行っている。		

## 【区長申立て事務支援】

### (11) 区長申立て事務支援

区民等が成年後見制度の利用に結びつかずに不利益を被ることがないように、杉並区の所管課及び関係する機関との連携・調整を行い、訪問同行や申立書の作成など、区長申立て事務の支援を行った。

事業項目	実施内容						
区長申立て事務支援	○ 杉並区との協定に基づき、区長申立て事務の支援を行った。 (単位:件) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>4年度</th><th>3年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>区長申立て事務支援</td><td>47</td><td>50</td></tr></tbody></table>		4年度	3年度	区長申立て事務支援	47	50
	4年度	3年度					
区長申立て事務支援	47	50					

## 3 法人管理業務

### 公益法人運営

法令及び定款に従い、理事会や社員総会の開催など法人の運営を適切に行った。

また、法定書類の作成・備置き・開示と定期書類の提出など、法人の情報開示を適切に行った。

今後も、定款及び諸規則等について、法人運営の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う予定である。

### 事業報告の附属明細書

令和4年度事業報告においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年省令第28号)」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成していない。